

大阪府福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和七年三月二十八日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第三十八号

大阪府福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 大阪府福祉のまちづくり条例施行規則（平成五年大阪府規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
様式第2号（第10条関係）	様式第1号（第9条関係）	様式第2号（第10条関係）	様式第1号（第9条関係）
移動等円滑化情報公表計画書 (略) 届出者 住 氏 所 名 (略) 【注意】 (略) (略) 〔3枚中1枚目〕	大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定申請書 (略) 申請者 住 氏 所 名 (略) 【注意】 (略)	移動等円滑化情報公表計画書 (略) 届出者 住 氏 所 名 (略) 【注意】 (略) <u>氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省</u> <u>は、押印を省略することができます。</u> (略) 〔3枚中1枚目〕	大阪府福祉のまちづくり条例第31条の規定による認定申請書 (略) 申請者 住 氏 所 名 (略) 【注意】 (略) <u>氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省</u> <u>略することができます。</u>

様式第3号 (第12条関係)

移動等円滑化情報公表計画書変更届出書

(略)

届出者 住所 氏名

(略)

【注意】 (略)

(略)

(別紙) 大阪府福祉のまちづくり条例第33条第1項第4号に掲げる移動等円滑化情報の内容

(略)

項目	移動等円滑化情報の内容
① 駐車場	(略)
	車椅子使用者用駐車施設の有無 (略)
⑥ 共用部分の便所	(略)
	車椅子使用者用便所の有無 (略)
	(略)

(略)

[3 枚中 2 枚目]

3 枚中 3 枚目 (略)

様式第3号 (第12条関係)

移動等円滑化情報公表計画書変更届出書

(略)

届出者 住所 氏名

(略)

【注意】 (略)

氏名の記載を自署で行う場合においては、
押印を省略することができます。

(略)

(別紙) 大阪府福祉のまちづくり条例第33条第1項第4号に掲げる移動等円滑化情報の内容

※移動等円滑化情報の内容の欄の「政令第〇条」は「バリアフリー法施行令の該当条文」(略)

項目	移動等円滑化情報の内容
① 駐車場	(略)
	政令第17条第1項に規定する車椅子使用者用駐車施設の有無 (略)
⑥ 共用部分の便所	(略)
	政令第14条第1項第1号に規定する車椅子使用者用便所の有無 (略)
	(略)

(略)

[3 枚中 2 枚目]

3 枚中 3 枚目 (略)

様式第4号 (第13条関係) その1

都市施設設置工事前協議書 (建築物)	
協議者	住所名
(略)	(略)
6	(略)
床面積	(略)
条令第40条	(略)
積	条令第40条該当部分の床面積の合計 (略)
	(略)
	(略)

(略)

【注意】 (略)
(略)

様式第4号 (第13条関係) その1

都市施設設置工事前協議書 (建築物)	
協議者	住所名
(略)	(略)
6	(略)
床面積	(略)
条令第31条	(略)
積	条令第31条該当部分の床面積の合計 (略)
	(略)
	(略)

(略)

【注意】 (略)
(略)

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略すること
ができません。

様式第6号 (第14条関係)

様式第4号 (第13条関係) その3

様式第4号 (第13条関係) その2

都市施設設置工事完了届出書

(略)

届出者 住所 氏名

(略)

【注意】 (略)

都市施設設置工事事前協議書 (公園)

(略)

協議者 住所 氏名

(略)

【注意】 (略)

(略)

都市施設設置工事事前協議書 (道路)

(略)

協議者 住所 氏名

(略)

【注意】 (略)

(略)

様式第6号 (第14条関係)

様式第4号 (第13条関係) その3

様式第4号 (第13条関係) その2

都市施設設置工事完了届出書

(略)

届出者 住所 氏名

(略)

【注意】 (略)

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

都市施設設置工事事前協議書 (公園)

(略)

協議者 住所 氏名

(略)

【注意】 (略)

(略)

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

都市施設設置工事事前協議書 (道路)

(略)

協議者 住所 氏名

(略)

【注意】 (略)

(略)

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第7号 (第15条関係) その1

既存施設現況調査結果報告書 (建築物)	
(略)	報告者
(略)	住所 氏名
(略)	(略)
6 床 面 積	(略)
条 例 第 41 条	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)

【注意】 (略)
(略)

様式第7号 (第15条関係) その1

既存施設現況調査結果報告書 (建築物)	
(略)	報告者
(略)	住所 氏名
(略)	(略)
6 床 面 積	(略)
条 例 第 32 条	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)

【注意】 (略)
(略)

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第9号（第17条関係）その2

既存施設改善計画届出書（駐車場）

(略)

届出者 住所

氏名

(略)

【注意】 (略)

(略)
【注意】 (略)
(略)

様式第9号（第17条関係）その2

既存施設改善計画届出書（駐車場）

(略)

届出者 住所

氏名

印

(略)

【注意】 (略)

(略)
【注意】 (略)
(略)

氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

様式第11号 (第18条関係) その1

既存施設改善計画変更届出書 (建築物)
 (略)
 届出者 住所
 (略) 氏名
 (略)

条 例 第 41 条
 6 床 面 積 (略)

(略)

(略)

(略)

(略)

【注意】 (略)
 (略)

様式第11号 (第18条関係) その1

既存施設改善計画変更届出書 (建築物)
 (略)
 届出者 住所
 (略) 氏名
 (略)

条 例 第 32 条
 6 床 面 積 (略)

(略)

(略)

(略)

(略)

【注意】 (略)
 (略)

氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第12号 (第19条関係) その2

既存施設改善工事定期報告書 (駐車場)

(略)

報告者 住所

氏名

(略)

【注意】 (略)

(略)
【注意】 (略)
(略)

(略)

様式第12号 (第19条関係) その2

既存施設改善工事定期報告書 (駐車場)

(略)

報告者 住所

氏名

印

(略)

【注意】 (略)

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(略)
【注意】 (略)
(略)

氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

(略)

様式第13号 (第20条関係) (表) (略)	(裏) (略) 第45条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、事前協議に係る第40条第1項各号に掲げる都市施設又は現況調査に係る既存施設に立ち入り、当該都市施設又は既存施設の状態を調査させることができる。 (略)
様式第13号 (第20条関係) (表) (略)	(裏) (略) 第45条 知事は、必要があると認めるときは、その職員に、事前協議に係る第31条第1項各号に掲げる都市施設又は現況調査に係る既存施設に立ち入り、当該都市施設又は既存施設の状態を調査させることができる。 (略)

第二条 大阪府福祉のまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を視覚障害者に示す方法) 第六条 条例第十八条第四項第二号の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。 一―三 (略)	(男子用及び女子用の区別、便房等の配置等を視覚障害者に示す方法) 第六条 条例第十八条第三項第二号の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。 一―三 (略)
(視覚障害者の利用上支障がない便所) 第七条 条例第十八条第四項第二号ただし書の規則で定める場合は、第三条第一号ハに該当するものである場合とする。	(視覚障害者の利用上支障がない便所) 第七条 条例第十八条第三項第二号ただし書の規則で定める場合は、第三条第一号ハに該当するものである場合とする。
(移動等円滑化情報公表計画書の届出等) 第十条 (略)	(移動等円滑化情報公表計画書の届出等) 第十条 (略)
2 (略)	2 (略)
一―四 (略)	一―四 (略)
五 エレベーターの有無及びエレベーターがある場合にあつては、政令第十九条第二項第五号に規定するエレベーターの有無	五 エレベーターの有無及びエレベーターがある場合にあつては、政令第十八条第二項第五号に規定するエレベーターの有無
六―十一 (略)	六―十一 (略)
3―5 (略)	3―5 (略)

様式第5号（第13条関係）その1

(略)	
施設等	チェック項目
(便所の続き)	⑤水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（1以上） (略)
劇場等の客席 (政令第15条)	⑥小便器を設ける場合は、床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の 高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設け ているか（1以上） (略)
	①車椅子使用者部分を2以上設けているか（ただし、客席に設ける座 席の数が401以上の場合は、座席の数の0.5%以上） (1)幅は90cm以上であるか (2)奥行きは135cm以上であるか (3)床は平らであるか

都市施設事前協議項目表（建築物）	
施設等	チェック項目
便所 (政令第14条) (条例第18条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②不特定多数の者等が利用する便所を不特定多数の者等が利用する階の数 以上設けているか（500㎡以上に限る） ③次の④又は⑤の便房を設ける便所 (略)
	④車椅子使用者用便房を1以上設けているか（ただし、不特定多数の者等が 利用する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の場合には、政令第14条第2項 の規定により設置しなければならない数以上） (略)

[4枚中1枚目]

様式第5号（第13条関係）その1

(略)	
施設等	チェック項目
(便所の続き)	④水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を設けているか（1以 上） (略)
	⑤小便器を設ける場合は、床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の 高さが35cm以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設け ているか（1以上） (略)

都市施設事前協議項目表（建築物）	
施設等	チェック項目
便所 (政令第14条) (条例第18条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②下記③及び④の便房を設ける便所 (略)
	③車椅子使用者用便房を設けているか（1以上） (略)

[4枚中1枚目]

施設等 (政令第19条第2項第1号)	(略)
出入口 (政令第19条第2項第2号)	(略)
廊下等 (政令第19条第2項第3号) (条例第24条第1項第1号)	(略)
傾斜路 (政令第19条第2項第4号)	(略)

敷地内の通路 (政令第17条) (条例第22条)	(略)
駐車場 (政令第18条)	①車椅子使用者用駐車施設を駐車施設の総数の2%以上設けているか (ただし、駐車施設の総数が201以上の場合は駐車施設の総数の1% に2を加えた数以上)
標識 (政令第20条)	(略)
案内設備 (政令第21条) (条例第25条)	(略)

〔4枚中2枚目〕

施設等 (政令第18条第2項第1号)	(略)
出入口 (政令第18条第2項第2号)	(略)
廊下等 (政令第18条第2項第3号) (条例第24条第1項第1号)	(略)
傾斜路 (政令第18条第2項第4号)	(略)

敷地内の通路 (政令第16条) (条例第22条)	(略)
駐車場 (政令第17条)	①車椅子使用者用駐車施設を設けているか(1以上)
標識 (政令第19条)	(略)
案内設備 (政令第20条) (条例第25条)	(略)

〔4枚中2枚目〕

(略)	
施設等	(略)
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (政令第19条第2項第6号)	(略)
敷地内の通路 (政令第19条第2項第7号) (条令第24条第1項第3号)	(略)
(政令第19条第3項)	(略)

エレベーター及びその乗降ロビ	(略)
(政令第19条第2項第5号)	
(条令第24条第1項第2号)	
〔4枚中3枚目〕	

(略)	
施設等	(略)
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (政令第18条第2項第6号)	(略)
敷地内の通路 (政令第18条第2項第7号) (条令第24条第1項第3号)	(略)
(政令第18条第3項)	(略)

エレベーター及びその乗降ロビ	(略)
(政令第18条第2項第5号)	
(条令第24条第1項第2号)	
〔4枚中3枚目〕	

る。

6 第二条改正前規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、第二条改正後規則の様式により作成した用紙として使用することができる。